

犬山市人口ビジョン及び総合戦略策定基本方針

第5次犬山市総合計画見直しと連動した策定

犬山市企画財政部 秘書企画課

■犬山市人口ビジョン及び総合戦略の策定と第5次犬山市総合計画の見直しにかかる検討

背景

◆まち・ひと・しごと創生法公布(平成26年11月28日)

(目的)

第1条 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する

○国は創生法に基づき「長期ビジョン」及び「総合戦略」を策定

◎長期ビジョン

目 標：人口減少問題の克服：2060年に1億人程度の人口を確保

①人口減少の歯止め ②東京一極集中の是正

成長力の確保：2050年代に実質GDP成長率1.5～2%程度を維持

◎総合戦略

2015～2019年度の5カ年の具体的な施策を策定

基本目標

- ①地方における安定した雇用を創出する
- ②地方への新しいひとの流れをつくる
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

○まち・ひと・しごと創生法では都道府県・市町村にも「人口ビジョン」「地方版総合戦略」策定が求められている

(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第十条 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

○策定に対する支援として「国から地方への多様な支援と切れ目のない施策の展開」が実施予定

地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策として「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」を創設
交付金の状況

消費喚起・生活支援型 3事業 54,449千円

地方創生先行型 6事業 37,206千円

犬山市の状況

◆犬山市の現状

○人口は横ばいから減少傾向へ

平成 21 年 1 月末をピーク(75,944 人)に横ばいから減少傾向にある
平成 27 年 3 月 31 日時点 74,726 人(▲1,218 人)

○自然要因による人口減少

平成 20 年度から出生数が死亡数を下回り、自然要因による人口減少が続いている

○社会要因による人口減少

近年、社会要因による人口の減少もみられ平成 24 年度は転出数が転入数を上回った

○出荷額の減

製造品出荷額は減少している
平成 20 年 : 4,731 億 3,209 万円 → 平成 23 年 : 3,407 億 7 万円

○事業所及び従業者数は減少している

事業所 平成 20 年 : 250 事業所 → 平成 23 年 : 232 事業所
従業者数 平成 20 年 : 12,877 人 → 平成 23 年 : 10,585 人

○商業が低調

地元購買率の低下(60.5%(H12)→33.2%(H22))

○年間商品販売額は減少している

平成 19 年 : 739 億 6,576 万円 → 平成 23 年 : 613 億 2,200 万円

国の課題である「人口減少」と「地域経済縮小」は犬山市においても
喫緊の課題であり、早急に取り組む必要がある

策定項目

◆犬山市人口ビジョン

○目的

犬山市における人口の現状を分析・検証した人口推計をもとに、今後目指すべき将来の方向と人口の展望(人口フレーム)を提示する

○対象期間

平成 72 年(2060 年)まで

◆犬山市総合戦略

○根拠

まち・ひと・しごと創生法第 10 条(努力義務)

○目的

国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、犬山市が地域の特色を活かした犬山版総合戦略を策定し施策を実施することで人口減少と地域経済縮小の克服に取り組む

○計画期間

5 年間 平成 27 年度(2015 年度)～平成 31 年度(2019 年度)まで

○記載する内容と構成

①基本目標

②講ずべき施策に関する基本的な方向

・基本目標の達成に向けてどのような施策を推進していくかを基本的方向として記述

③総合的かつ計画的に実施する為に必要な事項

・アクションプランの作成

・数値目標・重要業績評価指標(KPI)の設定

国の総合戦略に盛り込まれた「政策 5 原則」の趣旨を踏まえた施策の推進が必要

→ ①自立性 ②将来性 ③地域性 ④直接性 ⑤結果重視

○策定期限

平成 27 年度

策定の着眼点

◆取組の方向性

総合戦略において取り組むべき課題(2点)

① 人口減少

② 地域経済縮小

◆課題克服の為の基本的目標【4つのいいね！】

- 【いいね！①】 産業が栄える。雇用を生み出す（地方における安定した雇用を創出する）
- 【いいね！②】 住みたいまちになる（地方への新しいひとの流れをつくる）
- 【いいね！③】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 【いいね！④】 犬山らしさを活かす。地域力を高める（時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する）

◆目標達成のために検討すべき「視点」

視 点

○「犬山らしさ」の発見と活用

- ・現状の取組みの把握と検証を踏まえ犬山の「強み」と「弱み」を知る。その上で「犬山らしさ」を発見し独自性を構築する
- ・特に「強み」を伸ばすことで「新しい価値観・ライフスタイル」の構築・提案・発信に繋げ「犬山のブランディング」を強化する
- ・「強み」として豊富な地域資源の潜在力を活かす
- ・効果的な「見せ方」「伝え方」を意識したプロモーションを内外に展開する

○未来の為の種まき(人づくり)を強く意識

- ・最終的にもっとも重要な資源は「人」である。継続した「人づくり」と「地域づくり」こそが、未来の犬山を支えることを行政全体も強く意識し、施策事業に取り組む
- ・従って戦略策定の作業も「種まき(人づくり)」の重要な機会であることを認識し、策定には幅広い市民の参画を重視する
- ・また、戦略の推進には地域住民やNPOなど、多様な「担い手」との連携を重視する

○施策事業の選択と集中

- ・全ての世代が幸せを実感できる施策を進めていく中で、特に若い世代への支援に重点を置くことで「住みたいまち」を実現し、結婚・出産・子育ての希望をかなえやすい環境を整える
- ・産業を振興する施策に重点を置くことで、安定した雇用を生み出す

○意識の共有と体制の構築

- ・総合戦略の策定・推進を行政全体の取組として捉え同じ意識を共有する
- ・各課縦割りの事業実施ではなく、横断的な取組とすることで事業効果を高める

○チャレンジと突破

- ・市が抱える課題の障壁となっているものは何か。土地利用、子育て支援、産業の振興など様々な分野において既成概念にとらわれず、課題の本質を見極めた上で、打開する方法を見つけ、チャレンジし、突破を図る。法規制等については特区等の制度活用も視野に入れる

○さまざまな主体との連携(地域住民+産学官金労言による総力戦)

- ・財政状況の厳しい中、豊富な財源は望めない。行政だけでなく、子どもから高齢者までの全世代に亘る地域住民をはじめ、さまざまな分野との強力な連携が必要。総力戦で臨み、知恵と工夫で勝負する

体制

◆策定のための体制について（別紙「犬山市人口ビジョン及び総合戦略策定体制」参照）

○庁内検討組織（創生本部）

「いいね！いぬやま創生本部」（第1回会議 平成27年6月2日）

【役割】 人口ビジョン・総合戦略策定。庁内及び庁外における策定の意見照会と調整
外部有識者を含む推進会議に対する照会

【構成員】 市長(本部長)、副市長(副本部長) 教育長、各部長

【事務局】 秘書企画課

○犬山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定検討委員会（庁内組織）（設置要綱 5月25日）

【役割】 人口ビジョン・総合戦略策定における創生本部と作業部会の調整

【構成員】 企画財政部長(委員長)、秘書企画課長(副委員長)、各課の長および主幹

○犬山市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定作業部会（庁内作業部会）（設置要綱 5月25日）

【役割】 人口ビジョン・総合戦略策定に必要な実務作業を実施。戦略該当事業の抽出、事業の検討、修正作業 等

※第5次犬山市総合計画見直し(H28年度中)にかかる作業も連動して実施

【構成員】 課長補佐及び統括主査級職員

○外部推進組織（いいね！いぬやま総合戦略推進会議）の設置（第1回会議 7月7日）

【役割】 創生本部から照会を受け、人口ビジョン及び総合戦略策定のために必要な検討および協議を行い意見・提言を行う

【構成員】 地域住民+産学官金労言等の幅広い分野からの参画により組織

○市民の参画（幅広い意見集約の機会の設定）

【役割】 地域住民の幅広い参画と意見聴取の為、さまざまな「場」と「機会」を設定
(例) 市民会議、意識調査、地域別懇談会、学校訪問&アンケート、若者の意見集約 など

※策定前半(6月～10月)にかけて集中的に実施予定

◆実施スケジュール(行程)

○平成27年度

詳細は別紙「犬山市人口ビジョン及び総合戦略策定スケジュール(案)」を参照

実施内容

◆平成27年度の主な実施内容

○策定業務関連

◎基礎調査

- 犬山市の現状分析(人口・産業等)
- 市民アンケート調査
- 第5次犬山市総合計画の中間評価(業務棚卸し)

◎人口ビジョン策定

- 人口の将来展望分析

◎総合戦略策定

- 犬山市の課題分析・検討
- 戦略記載事業の抽出
- 基本目標毎の戦略事業の決定
- 重点戦略事業の決定
- アクションプラン作成(工程表含む)
- 重要業績評価(KPI)の設定

○策定体制関連

◎市民参画

- 訪問型アプローチによる幅広い意見の照会
- 市民と職員による犬山の未来を考えるワーキンググループ
- 新タウンミーティングの開催

◎外部推進会議(いいね!いぬやま総合戦略推進会議)

◎庁内組織(いいね!いぬやま創生本部・策定検討委員会(作業部会))

◎新人職員ミーティング 等

総合計画との整合に関する検討

◆第5次犬山市総合計画とは(概要)

○根拠

なし(地方自治法を策定の根拠としていたが、平成23年の法改正により策定義務の根拠を失っている)

○位置付け

市の最上位計画

○目的

目指すまちの姿「人が輝き地域と活きる“わ”のまち 犬山」の実現

○構成

基本構想・基本計画・実施計画の三層構造

○対象期間

平成23年(2011年)から平成34年まで(12年間)

◆総合計画への影響について

①人口フレーム変更の可能性

◎状況

総合計画の基本構想に明示されている人口の目標「77,000人を目指し80,000人を目標とする」

※(社)人口問題研究所が示す人口推計や当市の平成21年1月末(75,944人)をピークとした人口の推移から鑑みると、今後人口の大幅な拡大はあり得ない(現在の市人口は74,726人(H27年3/31時点))

→「地方版人口ビジョン」の策定により、当市の「新たな人口フレーム」が作られる可能性が高く、総合計画における人口フレームを修正(見直し)する必要性大

②土地利用計画の変更の可能性

◎状況

市内商店数の減少、自市内消費率の低下等、商業が低調。今後あらたな土地利用を検討する必要性大

→ 橋爪・五郎丸地区の新たなまちづくりの展開が議論に挙がっており検討の結果、土地利用計画変更の可能性あり

【まとめ】

- ① 人口ビジョンの策定により総合計画の人口フレーム見直しの必要性が生じる
- ② 市内産業の活性化を図る為の施策として、幹線道路沿いの商業施設等誘致が検討されており、総合計画の土地利用計画変更の可能性はある

第5次犬山市総合計画は総合戦略の策定と連動し平成28年度中での見直しを実施